

[事案 29-70] 転換契約無効等請求

・平成 29 年 11 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時、募集人から十分な説明がなかったことを理由として、転換の無効または取消し等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 11 月に契約した個人年金保険（契約①）について、平成 28 年 11 月に積立保険（契約②）に転換した。

しかし、転換時、募集人から、転換により失われる契約①を継続した場合のメリットの説明、それまでに行った契約者貸付がどうなるかの説明、積立金からの現金引き出しにかかる手数料の詳細について説明がなかったため、契約②を無効または取り消してほしい。また、募集人にだまされて転換したことで精神的に大きなストレスを受けたため、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下のとおり、募集人らは、転換時に十分な説明をしており、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換に際し、募集人が申立人宅を複数回訪問し、設計書を用いて合計 2 時間近く転換について説明している。積立金から、随時現金を引き出せるところが、申立人のニーズに合致している。
- (2) 転換の説明時、積立金からの現金引き出しに伴い、契約時から 3 年未満の間は控除があること、およびその控除率について設計書の記載にもとづいて説明したうえ、控除率は、手交したご契約のしおりにも記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約転換時の状況を把握するため、申立人、募集人および苦情対応者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社側の説明不十分があったとは認められず、募集人が申立人をだますような募集行為をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。